

協会ニュース

KYOKAI NEWS

■定款変更、公益認定申請で

協会の公益認定を決議した臨時社員総会(11月23日)で、公益認定法令に適合させるため定款(規則)の変更も決まった。主な変更内容は次の通り。

△事業内容を集約(第4条)(1)尊厳死思想の普及啓発(2)尊厳死の宣言書の登録管理(3)法制化推進(4)公益目的達成に必要事業。

△代議員選出の割合(第11条)ダブル規定になっていたので、代議員定数は「2千人に1人」に一本化。

△理事定数の下限(第29条)「20名以上25名以内」を「15名以上25名以内」に。

△理事選任は外部学識経験者も(第30条)理事は「代議員又は会員の中から選任」を「会員又は外部の

学識経験者の中から選任」に。

■入会案内書、装い新たに

協会入会希望者に送る「入会のご案内」(年間約3万部使用)を昨秋、作り変えた。A4版三つ折で宣言書・入会申込書を挟むスタイルは同じだが、表紙デザインを一新、リビング・ウイルの説明、入会手続きをわかりやすく記載した。

硬い印象だったこれまでの表紙はソフトに。空が広がる緑の大地に家族の影が細長く落ちている。

ご家族、友人に入会案内書をご利用ください。



あとがき

○…「協会名が重すぎる。他により名前はないものか」。11月23日に開かれた協会の臨時社員総会の終了間際、代議員のひとりがマイクを握った。「尊厳死の名が哲学的で、難しい」。一般の方になかなか受け入れてもらえない、というのだ。別の代議員も「リビング・ウイルというすばらしい言葉がある」と同調した。最高議決機関である社員総会で、会員増強の最前線からの言葉は疎かにはできない。

○…76年に「安楽死協会」として発足、7年後の83年、現在の「日本尊厳死協会」に変更された。この間、会名を変えてはどうかが話題になることはあったが、歴史のある名称に誇り持つ会員も少なくなく、立ち消えていた。「尊厳死」を広辞苑でひとと、「一個人の人格として尊厳を保って死を迎える、あるいは迎えさせること。近代医学の延命技術などが死に臨む人の人間性

を無視しがちであることへの反省として、認識されるようになった」とある。

○…先日、東京新聞に、ある中学生の投書が載った。がんに侵された祖父は、尊厳死を選ばず最期まで病気と闘った。その祖父を「誇りに思う」とあった。かつて医療側の理解を得ることが難しかった時代に、それでも延命を拒否することは、人間としての尊厳を保つ手段だった。時は移り、多くの医療機関では「不治かつ末期」の状態に陥った時の対応を、患者の自己決定に委ねるようになった。そうしたなかで「なんとしても生き抜く」と決めた人もまた、自己決定の末の「尊厳ある死」と呼べないだろうか。尊厳死という言葉の持つ意味は深くて重い。そして時代とともに変わってゆく。言葉をかみしめながら、議論を深めていく時期なのかも知れない。

(た)

会報 リビング・ウイル 第152号

2014(平成26)年1月1日発行

(1月1日、4月1日、7月1日、10月1日発行)

発行所 一般社団法人 日本尊厳死協会
発行人 岩尾 総一郎

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-8 太陽館ビル501

電 話 03-3818-6563

F A X 03-3818-6562

メール info@songenshi-kyokai.com

ホームページ <http://www.songenshi-kyokai.com>

郵便振替口座 東京 00130-6-16468

リビング・ウイル

JAPAN SOCIETY FOR DYING WITH DIGNITY NEWSLETTER 2014年(平成26年)1月1日発行 No.152



看護助手だった同居の孫は、病院の屋上で津波に流れされ、亡くなった。夫も震災で体調を崩し、昨年1月に他界した。宮城県・雄勝町の仮設住宅に移って2年。

「楽しみ? デイサービスで、おしゃべりすることかな。雄勝で生まれ、嫁いだのもここ。だから、これからもここにいる。大丈夫よ」と笑った。

永沼福子さん 84歳(中央)と永沼忠一郎、静夫妻(左側)、近所のご夫婦

協会の会員は12万5094人です(12月2日現在)

主な内容

- 新春のごあいさつ……………2頁
- 「認知症」テーマにLW研……………4頁
- 北海道でもLW研開催……………12~14頁
- 協会が「公益」を申請……………3頁
- 台湾“自然死法”は……………6頁
- 支部のページ……………12~31頁

「認知症とリビングウイル」テーマに第2回研究会

意思能力めぐり議論

第2回日本リビングウイル研究会「認知症とリビングウイル」は11月23日、東京都港区六本木7丁目の政策研究大学院大学「想海樓ホール」で開かれた。日本尊厳死協会の会員や医師ら約300人が詰めかけ、補助いすが必要になるほど満員となつた会場からも、さまざまな意見が飛び出した。

研究会の第1部では、「認知症—それぞれの立

場から」と題して医師や弁護士、認知症の母親の面倒をみた家族らが、それぞれの立場で講演した。続く第2部では、高齢者の行動を心理学的なアプローチで研究している専門家らを交えてディベートが繰り広げられた。「認知症の人はLWを表明できるのか」「家族が認知症の人の意思を代弁できるのか」などをテーマに会場を巻き込んでのディベートが繰り広げられた。

第1部

社会的な取り組みの重要性

第1部は埼玉社会保険病院名誉院長で、協会副理事長の鈴木裕也副代表幹事が座長を務めた。

ベストセラー「平穏死 10の条件」の著者で知られる長尾クリニック(尼崎市)の院長で、協会副理事長の長尾和宏副代表幹事は、町医者として認知症患者を診ている立場から、「安心して暮らせるまちづくりと介護施設の看取りが大切だ」と訴えた。

また専門家の立場から、愛媛大学大学院の野元正弘・薬物療法・神経内科教授は、「現在のところ特効薬はないが、介護者との心理的関与が有効で、冷たくされると認知症が悪化することがわかっている。話しかけてよい環境を保つことが大切」とやはり認知症に対する社会的な取り組みの必要性を説いた。

また、天野武城・これから福祉と医療を実践する会副理事長は、認知症の家族の立場から、母親の残した言葉を披露した。

「死ぬということは気品あること。気品ある死に方は気品のある生き方である」

青木仁子・協会副理事長は、弁護士の立場から、「認知症と法—尊厳死を考えるうえで」と題して話した。過去の安楽死事件の判例を紹介し、命に係わる決定は本人以外にはできないことを力説した。そのうえで、「自己決定をする意思能力があるかどうかは人によって異なり個別に判断する必要がある」と難しい

問題であることを指摘した。

また協会の理事長であり、死の権利協会世界連合理事の肩書きを持つ岩尾總一郎代表幹事は、世界各国では、いまや安楽死を認める趨勢にあることを紹介したうえで、そういう国々で認知症の人をどう考えるかを検討し始めていることを明らかにした。

第2部

議論白熱、各々が持論を展開

第2部は、座長である長尾副代表幹事が作成した、こん

なビデオで始まった。

長尾 「おばあちゃん、何歳?」

おばあちゃん 「50?いや60か」

長尾 「私、だれかわかる?」

おばあちゃん (毎週診察する長尾医師に)「知らん」

長尾 「食事がとれなくなったらどうする?」

おばあちゃん 「なんにも。かまへん。自然に」

長尾 「胃に穴開けて栄養を入れるん?」

おばあちゃん 「しません。なんもせんでいい」

スクリーンには、認知症のお年寄りが登場して、長尾氏の質問に答える。意思を表明できない人もいるが、何人かははつきりと「胃ろうはしてもらう」「いやだ」と自分の思いを口にしているように見える。

登壇したのは第1部で講演した天野、青木各氏に加えて大阪大学大学院人間科学研究科の佐藤眞一教授に、九州大学の信友浩一名誉教授の4人。

高齢者の行動を心理学的に研究している佐藤氏は、ビデオの感想として「認知症の方は、誘導されてしまう側面があるが、意思をどう捉えるかは、末期のがん患者とは違う新しい看取りのあり方とセットで考え、本人の意思を読み取ることが大切だ」と提案した。

信友氏は、「本人の関心事でなければ、わからなくともおかしくはない。それを判断能力に結びつけるはどうか。認知症の本質は記憶障害で、その不安を察する感性が我々にあるかどうか。医療問題ではなく、生活モデルの問題として考えれば解決の糸口がある」と認知症を取り巻くコミュニティに注文を付けた。

【推定意思をどう感じ取るか】

この日のメインテーマとなった「LWを表明できるのか」について、まず信友氏が「本人が表明したいと言うなら、家族もまじえ、みんなでカンファレンスをすればいい」と口火を切れば、弁護士でもある青木氏は「『認知症の親を入会させたい』という問い合わせが、よくある。認知症の程度で異なるが、尊厳死の意味がわかられば入会できると答えている」と発言した。天野氏は「(表明したいかどうか)聞く相手が、最後まで聞き出してくれるなら、表明できると思う」と答えた。

これに対して佐藤氏は「セルフルールに従うことが自己決定で、それを判断するには本人と医師、介護士や家族が、日常の関わり合いの中で、推定意思をどう感じ取っていくかが大切だ」と述べた。

【正常と認知症で意思が変わったら】

認知症を抱えた家族が、LWを代弁できるのかというテーマについて、青木氏は「家族に『早く死なせてください』と請われて死なせた事件のケースでは、みんな殺人罪に問われている。いかに本人の自己決定が大切かということ」と、根幹の部分の自己決定は、あくまで本人に従うべきだと考えを示した。

これに対して、天野氏は「ひとりっ子なので、私が代弁するしかない。スパゲティーになりたくないと言っていたおふくろの意思を生かしてあげたかった」と、意思の推量は現実問題としては必要との認識を示した。これに対して佐藤氏は「家族の意思は、あくまで家族の意思で、本人の意思であると信じる根拠は必要だ。記

録として書き残しておく必要がある」と述べた。

会場からも意見や質問が相次いだ。

「本人に意思能力がなくて、医師が家族とかやり取りができる場合、その家族の推定意思で(延命治療の中止などの)治療方針の変更はできるのか」

これに対して青木氏は「文書がない場合でも、医師がその家族の言葉を信頼できるのであれば問題はないと思う」としつつも、「裁判になれば、言った、言わないが調べられるので難しい問題ではある」と答えた。

また、「正常なときにLWを表明していた母親が、認知症になって、『長生きしたい』と言うようになった」との会場からの質問について、再び青木氏が答えた。「晩年の意思は、正常な判断と思えなかったのならば、長生きしたいという意思表示は何の意味もない。ただ、本当に母さんが長生きしたいと思っているなら、LWを撤回しなければならない」と問題の難しさを指摘した。

尊厳死協会の会員ではない佐藤氏は、研究会への参加が決まった1か月前から、尊厳死について考えてきたという。「50代後半になって、以降の人生を自分でどうしていくのかを考えるのは個人の責任だということがわかった。尊厳ある生き方、あるいは亡くなり方を考えるきっかけを、国民運動にしていただきたい」と協会に注文を付けた。

それを受けた信友氏は、成人式になぞらえて、60歳を迎えた人たちで「老年式」をやろうと提案した。「還暦を迎えてどのような生き方、死に方をするのか、覚悟を聞かせろ、という会をやろうではないか」

議論は次第に白熱し、予定されていたテーマにはなかったLW法制化にまで及んだ。

日本医師会の生命倫理懇談会の委員でもある岩尾代表幹事は、懇談会での議論の経過を説明した。

報告書の素案では、LWの法制化は「不要」との流れができている、としたうえで、「0・1%の国民しかLWを持っていない段階で、LWを持っていない大多数の人たちに適用されない法律はおかしいとの意見もある」と、LWが広まらないことへのジレンマを吐露した。



満席になった会場